

三次市障害者支援ネットワーク連絡会議
医療的ケア児支援部会



三次市では、医療的ケアが必要なお子さんやご家族が地域の中で安心・安全なサービスが受けられるよう、医療・保健・福祉・教育などの関係機関等で構成する「三次市障害者支援協議会ネットワーク連絡会議 医療的ケア児支援部会」で、お子さんや家族、支援者が抱える課題を整理し、課題の解決に向けて必要な支援等について検討を進めています。

このガイドブックは、各支援者の役割や相談窓口、各種制度や支援の具体的な内容等をわかりやすく紹介するためのものです。
多くの方に役立てていただければ幸いです。





目 次

- 1 支援者とその役割について
- 2 退院に向けて準備すること
- 3 生活の中で受けられる支援
- 4 サポートファイル
- 5 就学の流れ
- 6 ご家族からのメッセージ
- 7 災害への備え
- 8 MEIS（医療的ケア児等医療情報共有システム）について
- 9 市役所電話番号一覧



1 支援者とその役割について

医療的ケアが必要なお子さんや家族には、医療・保健・福祉・教育など様々な分野の支援が関連することが多いため、多職種がチームとなってお子さんや家族の支援を考えていきます。

支援者	役割	主な支援機関
医療	医師 ・子どもの入院・通院による診療、投薬、処置 ・看護師等への医療的ケアやリハビリなどの指示	病院・診療所
	看護師 ・子どもへのケアの実施や体調管理 ・子どもへのケアの教育や医療に関する相談	病院・診療所 訪問看護ステーション
	医療ソーシャルワーカー ・経済的・心理的・社会的な問題に関する相談 ・在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整	病院
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 ・子どもへの関節の変形を予防するための姿勢管理や、コミュニケーション手段の獲得、食べる・飲む等の摂食・嚥下等のリハビリの実施	病院 訪問看護ステーション
保健	保健師 ・育児や子どもの発達等に関する相談 ・子どものライフステージの節目に関する相談及び関係部局との保健や福祉に関する連絡・調整	市役所 健康推進課各支所
保育	保育士 ・子どもの発達に応じた保育の実施	保育所
療育	児童発達支援管理責任者 児童指導員 保育士 ・子どもの発達を促すための療育を実施	児童発達支援事業所 児童発達支援センター
福祉	相談支援専門員 ・困りごとを整理し、活用可能なサービスや専門機関の紹介 ・計画相談の立案や支援者の調整	相談支援事業所
	医療的ケア児等コーディネーター ・退院時カンファレンス参加や在宅移行のための連絡調整など、総合的に調整	相談支援事業所
	介護福祉士(ヘルパー) ・自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介護支援	居宅介護事業所
教育	教育相談員 教員 ・就学や学校生活に関する相談 ・子どもの発達やニーズに応じた教育	教育委員会 学校教育課 小・中学校、高等学校
行政	市役所職員 ・サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き	社会福祉課・健康推進課 子ども家庭支援課 教育委員会

2 退院に向けて準備すること

病院の医療ソーシャルワーカーや退院調整担当の看護師と相談しながら準備を進めていきましょう。

□ 医療機器の使い方やケアのやり方を覚えましょう。

□ トラブルが起こった際の対応を練習しましょう。

□ 入院中に外泊の体験をしましょう。

□ 制度利用の申請の手続きを始めましょう。



医療費の助成や手帳の申請など該当する方については、入院中から申請しておくと安心です。

□ ご自宅の環境調整をしましょう。



ご自宅での生活に向けて、お子さんが使うベッドや医療機器・医療物品等の準備をしましょう。医療機器の電源が確保できるようにお部屋のコンセントの場所等を確認したりしながらレイアウトを考えていきましょう。

□ 移動手段をどうするか考えましょう。



医療機器が必要なお子さんは、かなりの荷物量になりますので、大きいサイズの車が便利です。お子さんの大きさや障害によって一般のベビーカーで大丈夫か、専用バギーを作成するかも早めに検討するとよいでしょう。

□ いざというときのために備えておきましょう。



かかりつけ医、訪問看護師、機器メーカーの業者、電力会社など、緊急時にどうやって連絡を取るか、相談して確認しましょう。機器類は予備用や電源がなくても使用できる手動のものなどがあるかどうか調べてみましょう。また、衛生用品の予備なども非常時備蓄品に追加しておくと安心です。

◎ 各種制度のご案内

お子さんの状態のほか、所得制限のあるものや重複して利用できないものがありますので、詳細につきましては担当窓口にお問い合わせください。

《手 当》

※市役所の電話番号については P21参照

名称	対象・内容	0歳～	1歳～	小学校～	中学校～	高校～	18歳～	20歳～	お問い合わせ
児童手当	18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している方（申請は出生や転入から15日以内に行ってください）								子育て支援部 こども家庭支援課 各支所 地域づくり係
児童扶養手当	父母の離婚等により父親又は母親と生計を同じにしていない満18歳の年度末に達するまで（重い障害のある場合は20歳未満）の児童を養育している方に支給します（所得制限があります）								金額についてはお問合せください
特別児童扶養手当 ※年度により額が変更	心身に障害のある20歳未満の児童を養育している方								金額についてはお問合せください
障害児福祉手当 ※年度により額が変更	重度の心身障害者で常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の児童（障害を支給事由とする年金を受給している方は除く）								金額についてはお問合せください
障害基礎年金 ※所得制限あり	20歳未満に初診日がある、病気やけがで障害年金法で定める障害等級1級及び2級に該当する方 ※国の国民年金・厚生年金保険の障害認定基準に基づくもので、障害手帳の基準とは異なる								三次年金事務所 (0824) 62-3107
心身障害者扶養共済制度	保護者が毎月一定の掛け金を納付することにより、保護者が死亡または重度障害になったとき、心身障害者に年金が生涯にわたって支給される任意加入の制度です								金額についてはお問合せください 社会福祉課 障害者福祉係 各支所 地域づくり係

《医療費などの助成・給付》

※市役所電話番号については P21参照

名称	対象・内容	0歳～	1歳～	小学校～	中学校～	高校～	18歳～	20歳～	お問い合わせ
こども医療費助成制度	出生の日（または転入の日）から18歳到達後最初の3月31日までの健康保険が適応になる診療を受けたときの保険診療自己負担分の助成を受けることができます								子育て支援部 こども家庭支援課 各支所 地域づくり係
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子（18歳到達後最初の3月31日まで）が保険診療を受けた医療費の自己負担金について助成を受けることができます（所得税非課税世帯）								
未熟児養育医療給付	入院を必要とする1歳未満の未熟児等が指定医療機関に入院した場合、保険診療の自己負担分の医療費を公費負担する制度です		➡						健康推進課 健康推進係
自立支援医療（育成医療）	身体に障害を有するか、疾患をそのまま放置すると将来生涯を残すと認められる18歳未満の方を対象に、手術等の医療費を助成する制度です								社会福祉課 障害者福祉係
重度心身障害者医療費公費負担制度	障害者手帳（身体障害者手帳1～3級または療育手帳Ⓐ・Ⓑの交付を受けている方の医療費の自己負担が医療機関ごとに1日200円になります）							➡	市民課 保険年金係 各支所 地域づくり係
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病（国が指定板疾病）として認定された場合、その保険診療の自己負担分の医療費を助成するもの					➡	➡		北部保健所 保健課 健康推進係
特定難病特定医療費助成	指定難病にり患している方が、指定医療機関で行われる医療を受ける場合、その医療費の一部を助成するもの							➡	
医療的ケア児在宅レスパイト事業	レスパイトとして訪問看護を延長して利用した際に係る費用について助成するもの								社会福祉課 障害者福祉係

3 生活の中で受けられる支援

① 医療

自宅での生活を送るために必要な医療は、退院前にかかりつけ病院の主治医や看護師、医療相談室などのソーシャルワーカーに相談しましょう。自宅ではどんな準備が必要か、どんなサービスを利用するか、しっかり相談しましょう。

訪問看護

医師の指示のもとで看護師が訪問し、お子さんに対する看護ケアを行います。
保護者の方の不安等のご相談にも応じます。

また、医師が必要と認めた場合は、理学療法士などが訪問し、リハビリーションを行います。

※看護ケア：病状の観察、人工呼吸器の管理、在宅酸素、経管栄養、吸入、吸引などの医療的ケア・管理・清潔ケア、授乳介助などの日常生活の援助・リハビリ指導など

対象者：医師が必要と認め、訪問看護指示書を交付された方

相談先：ご利用に関しては、主治医(かかりつけ医)にまずは相談しましょう。

機関名	電話番号
三次地区医師会訪問看護ステーション「スクラム」	(0824)64-3192
訪問看護ステーションえのかわ	(0824)64-8444
訪問看護ステーションあかり	(0824)74-6638

訪問歯科診療

歯科医師が訪問し、お子さんの歯科診療を行います。

対象者：通院が困難な方・著しく歯科診療が困難な方

実施歯科医院：子鹿医療療育センター(歯科)
連絡先：(0824)63-1155 ※完全予約制

摂食外来

子鹿医療療育センター(歯科) (0824)63-1155

② 保健

三次市では、市役所及び各支所にいる保健師が、お子さんの発育や健康に関すること、また保護者の方の健康に関する相談をお受けしています。※市役所電話番号についてはP21参照



退院に向けての支援

入院中から、病院と地域との連携体制づくりをします。退院前のカンファレンスの参加や地域内のサポート体制づくりなど必要な調整を行います。

子育て支援

電話や面接による相談のほか、ご自宅に訪問して、お子さんの様子などを確認させていただきながら相談をお受けしています。

ライフステージに応じた支援

お子さんの成長に合わせて就園や就学などの節目の時期に、担当課の紹介や連絡・調整など、お子さんの状態やご家族の希望を確認し、一緒に考えながら支援します。

お子さんがまだ小さいうちは、お子さんの体の状態も安定しないうえに、ご家族は慣れないケアや様々な支援者の介入などにより、たくさんの不安やストレスを抱えやすい時期です。ご家族だけで抱え込まずに相談してください。

③ 福祉

障害福祉の各種サービスは、障害種別や程度(級)、病気や障害の程度、生活状況、収入など各種条件により、受けられるサービスが異なります。詳しくは、社会福祉課障害者福祉係までお問い合わせください。

【機関名】

- ・社会福祉課 障害者福祉係 ※市役所電話番号についてはP21参照
- ・三次市障害者支援センター 電話 (0824) 65-1131 / FAX (0824) 65-1132

◎ サービスを利用するには

申請からサービスを利用するまでの流れです。皆さんに必要なサービスを提供できるよう市や事業者がお手伝いします。申請は、社会福祉課障害者福祉係になります。

【1】相談・申請

市または相談支援事業所に相談します。サービスの利用を希望する場合は、市に申請書を提出します。

【2】サービス等利用計画の作成

相談支援事業所へ依頼して、利用するサービスの種類や利用量などを決めるサービス等利用計画を作成します。

【3】認定・通知

申請内容やサービス等利用計画をもとに、サービス量が決定され、受給者証が交付されます

【4】事業者と契約

サービスを利用する事業所を選択し、利用に関する契約をします。

【5】サービス利用

サービスの利用を開始します。

※ 18歳以上の方がサービスを利用される場合は、障害者支援区分の認定が必要となるサービスがあります。申請書を提出された後、区分認定調査が行われ、障害支援区分が認定されます。

◎ 福祉サービス等利用計画を作成する事業所

福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画の作成を事業所に依頼してください。（依頼の時は、事業所との契約が必要となります）三次市以外の相談事業所へ計画の作成を依頼されても差し支えありません。

事業所名	所在地	電話番号・FAX番号
ニューライフ君田相談支援事業所	君田町東入君357-1	電話 (0824) 53-2080 / FAX (0824) 53-2082
子鹿障害児等療育支援事業所	粟屋町11604-1	電話 (0824) 62-1211 / FAX (0824) 62-1225
相談支援事業者 ゆうしゃいん	大田幸町10388-7	電話 (0824) 66-3555 / FAX (0824) 99-2839
ふらっと 相談支援事業所	甲奴町本郷1215-1	電話 (0847) 67-5051 / FAX (0847) 67-2080
相談支援事業所 あおぞら（※児童なし）	粟屋町1731	電話 (0824) 62-2888 / FAX (0824) 62-1931
三次市障害者支援センター	十日市東三丁目14-1	電話 (0824) 65-1131 / FAX (0824) 65-1132
相談支援事業所 ココみよし	西酒屋町30-3	電話 (0824) 53-1213 / FAX (0824) 53-1223
相談支援事業所 お結び	畠敷町22-4	電話 (0824) 55-6664 / FAX (0824) 55-6646

相談支援事業所：市の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

障害者総合支援法による障害福祉サービス

【訪問系サービス】

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【日中活動系サービス】 ※子どもさんの状態によっては利用できない場合があります。

（児童発達支援）

事業所名	所在地	電話番号・FAX番号
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	粟屋町11664	電話 (0824) 63-1151 FAX (0824) 62-1933
Child Care こごみ	十日市南二丁目14-10	電話 (0824) 53-1822 FAX (0824) 53-1832

（放課後デイサービス）

事業所名	所在地	電話番号・FAX番号
障害児（者）通所事業所 ウィズワン	粟屋町11664	電話 (0824) 63-1151 FAX (0824) 62-1933
Child Care こごみ	十日市南二丁目14-10	電話 (0824) 53-1822 FAX (0824) 53-1832

地域生活支援事業

事業名	事業所名	電話番号・FAX番号
訪問入浴サービス事業	訪問入浴介護事業所 相扶園	電話 (0824) 74-0530 FAX (0824) 74-1633

補装具・日常生活用具

事業名	内 容
補装具	身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用される用具（補装具）の購入費・修理費の支給を行います。種目ごとに障害の種類、障害の程度、年齢などに制限があります。
日常生活用具給付事業	在宅の障害のある方に対して、日常生活用具や住宅改修に係る給付を行います。種目ごとに障害の種類、障害の程度、年齢などに制限があります。

三次市独自事業

事業名	内 容
紙おむつ購入費の助成	紙おむつ購入費の一部を助成します。
福祉タクシー等助成券	タクシー（福祉タクシーを含む）を利用する場合の乗車料金や、乗車している車への燃料給油を助成します。
福祉車両の購入・改造助成	福祉車両を購入する経費または、現在お持ちの車を福祉車両に改造する経費を助成します。
市外の通所施設等への交通費助成	障害児通所施設等への通所にかかる交通費の一部を助成します。

◎ 福祉タクシー

福祉タクシーとは、車いすのままの利用や、寝台車で横になったまま利用できるタクシーのことです。寝台車を持っている福祉タクシー業者は少ないため、利用される際は早めに予約を取ることをお勧めします。利用料金等は、各業者にお問い合わせください。

車椅子で利用できる業者

業者名	連絡先
福祉タクシー はなの里	(0824) 62-7703
ふれあい介護タクシー	(0824) 62-1254
芸備タクシー	(0824) 62-2175
みよし介護タクシー かごや	(090) 1353-4091
十番交通(有)	(0824) 43-2010

寝台車のある業者

業者名	連絡先
福祉タクシー はなの里	(0824) 62-7703
みよし介護タクシー かごや	(090) 1353-4091



4 サポートファイル

広島県では、障害のある人や支援の必要な人のことを良く知つてもらうために「心をつなぐサポートファイルひろしま結愛～yui」を作成しています。サポートファイルは、障害のある人や支援が必要な人が乳幼児期から成人期までのライフステージで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。障害にわたり安心して支援を受けることを願つて作成されています。

病院、保育所、学校、相談窓口、年金申請等、サービス提供事業所などで、ご本人の成育歴や、健康状態、ケアの仕方などの説明などにご活用ください。

【サポートファイル配布窓口】

社会福祉課
健康推進課
三次市障害者支援センター
こども発達支援センター
こども家庭支援課
学校教育課
子鹿医療療育センター
各支所 地域づくり係

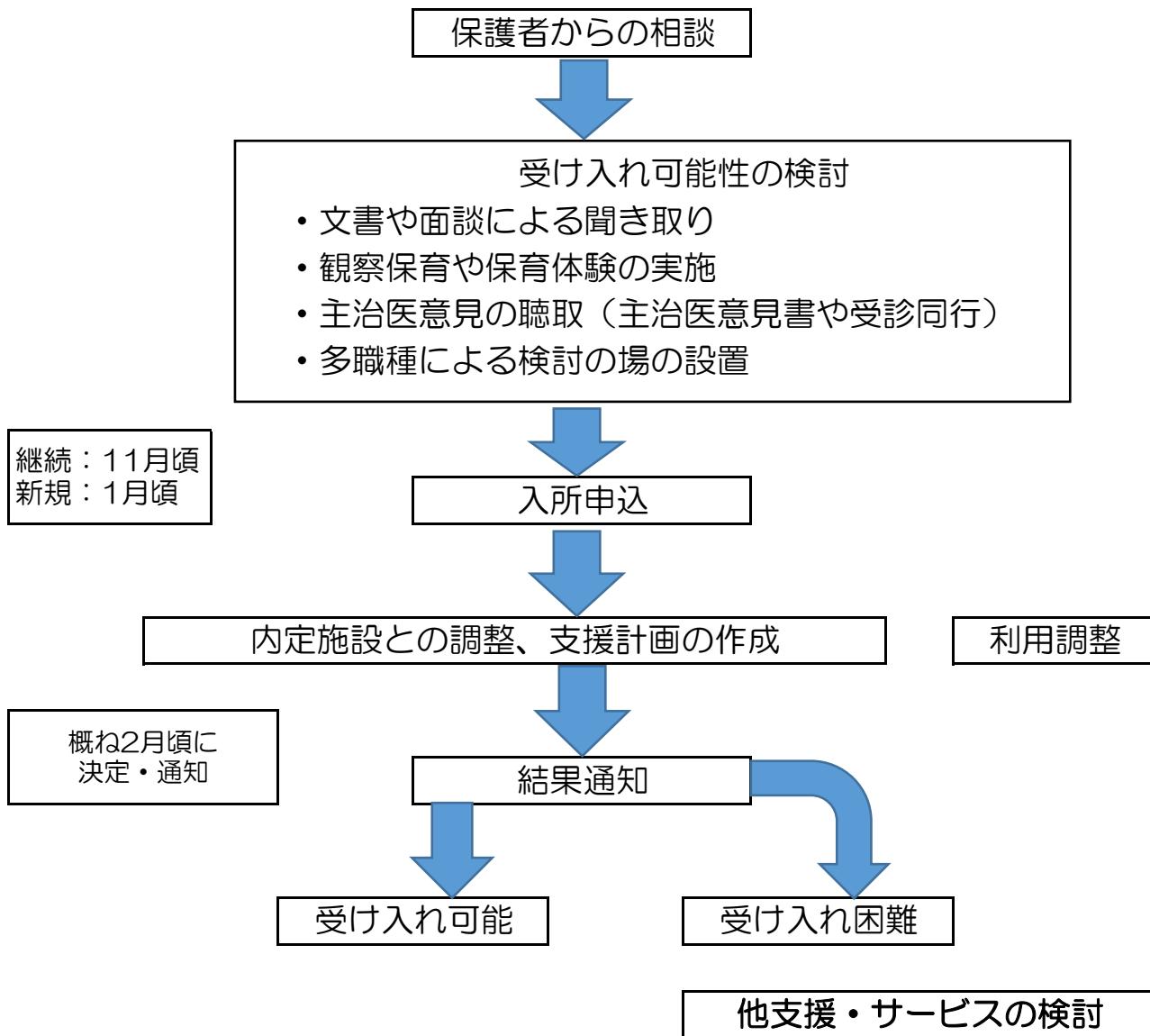
5 就学の流れ

○ 保育所入所

保護者からの相談を受け、関係機関と市（保育所担当部署）が十分な連携をとり、子どもさんの状況を把握します。早めに担当課に相談しましょう。

【入所までの流れ】（4月入所）

概ね9月～10月



○ 小学校入学

保護者からの相談を受け、関係機関と教育委員会とが十分な連携を図り、子どもの実態を把握します。そして就学指導委員会を開催し、専門家から子どもの適正な就学先を総合的に判断するための助言を受けます。その助言をもとに検討し、本人・保護者の意向を尊重しながら、最終的に教育委員会が就学先を決定します。そのため、早めに教育委員会に相談しましょう。

【就学までの流れ】

就学前年 4月～12月

保護者からの相談



関係機関・教育委員会連携

実態把握 教育相談

巡回相談 就学前健診 等



教育委員会

総合的に判断するための就学指導委員会による助言
(7月～12月)

- ・障害の状況等
- ・教育上必要な支援の内容
- ・地域における教育体制の整備状況
- ・本人・保護者の意見
- ・専門家の意見
- ・その他の事情



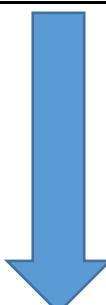
※専門機関での診断等が必要です

1月末

就学先決定

就学先決定

入学期日等の通知（保護者へ）



就学先決定後も、子どもの実態に基づいて柔軟に就学先を見直します

就学先 小・中学校等・特別支援学校



7 ご家族からのメッセージ

ご自宅で生活している医療的ケアが必要なご家族の方から、これまでのさまざまな経験を通した体験談やメッセージをご紹介します。



娘は気切＆胃挿っ子です

毎日忙しいけれど、日々の成長に感動しています

何より周りの人のやさしさをたくさん感じています

たくさんの人の力を借りながら、毎日が楽しく自分らしい生活が送れるように、これからも頑張りたいです

ともに頑張りましょう！

8 災害への備え

ハザードマップを確認しておきましょう。また、災害時は電話やメールがつながらないことを前提に、連絡手段を決めておきましょう。

【災害時の連絡方法】

171

災害用伝言ダイヤル

大災害発生時、個人の安否確認手段として、NTT西日本が運用する「災害用伝言ダイヤル」サービス「171」をダイヤルし、利用ガイドに従って伝言の登録・再生を行ってください。暗証番号も利用できます。

携帯電話

災害用伝言板

大災害発生時、NTTドコモの「iMenu・dメニュー」、「auポータル・auパス」、ソフトバンクの「Yahoo！ケータイ」のトップに「災害用伝言板」が追加され、個人の安否状態及びコメントなどを登録することができます。登録された伝言は、インターネット接続可能なパソコン・タブレット・スマートフォンや他社の携帯・PHSからも下記のURLで参照できます。

NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

au <http://dengon.ezweb.ne.jp>

Softbank <http://dengon.softbank.ne.jp>

三次市

ホームページ

トップページにて、災害情報を発信しています。

<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>

防災一斉メール

三次市では、緊急一斉同報システムの整備を行い、三次工リア内に国や気象庁の緊急情報や、三次市から災害に伴う情報を発信しています。

① 下のQRコードを携帯電話などで読み取り、空メールを送信



② または、下のメールアドレスを手入力し、空メールを送信

bousai.miyoshi-city@raiden.ktaiwork.jp

③ 自動的に送られてくるメールを受信

災害に備えて何が必要？

水・食料・薬・保険証（その他保険証の代わりとなるもの）お薬手帳以外にも医療的ケア物品が必要になります。普段から1週間分を備蓄するように心がけ、使用した分を補充しておくとよいと思います。



医療的ケア物品の例（記載は必要物品の一例です）

人工呼吸器：呼吸器回路・蘇生バック・気管カニューレ

吸引：手動・足踏み吸引器・吸引セット

経管栄養：経管栄養セット（チューブ・栄養剤等）

酸素：酸素ボンベ・カニューレ・延長チューブ

ストマ：ドレナージパック・コネクターチューブ・粘着剥離剤・皮膚被膜剤

医療材料等：ガーゼ・アルコール綿・使い捨て手袋・注射器・蒸留水

非常用電源：外部バッテリー・延長コード

○酸素療養をされている方

酸素濃縮器のあるバッテリー（内部外部）の持続時間を確認しておいてください。バッテリーはいつも充電しておくことが大切です。

地震の際に利用者の安否を確認するシステムを作っているところもありますので、業者に確認しておきましょう（参考：D-MAP：帝人）

○人工呼吸器を使用されている方

人工呼吸器を使用しているため、日常的に電気が必要であることを電力会社にあらかじめ伝えておくことをお勧めします。

フリーダイヤル：☎0120-513-477 中国電力ネットワーク株式会社 三次ネットワークセンター

人工呼吸器が停止した際は、アンビューバッグによる人工呼吸が必要になることがありますので、点検と使用方法を確認しておきましょう。また、停電で一旦停止した人工呼吸器は電源復旧時に設定が変わっている可能性がありますので、通常使用の設定に戻すことができるようにしておきましょう。

停電時の電源の確保

停電の際の電源の確保は以下のようないもの等があります。

- ① 機器の内部バッテリー
- ② 機器の外部バッテリー
- ③ 機器に付属する（もしくはオプション購入）シガーライターケーブル
- ④ 自動車のシガーライターソケットからインバーターを用いて家庭用電源に変換
- ⑤ 蓄電池（ポータブル電源等）
- ⑥ 自家発電機

※自動車や発電機から室内に電源を確保する場合のドラム型延長ケーブルも忘れずに準備してください。

誰が、どのように、どこに避難するかを事前に話し合っておきましょう。相談支援事業所の相談員と避難について確認しておきましょう。

<避難するにあたって>

市は水道や電気があり、避難生活を送ることのできる各コミュニティセンター等を災害の危険から逃れるための避難所に指定しています。指定避難所は、食料・水の供給や情報発信の基地となりますので、避難所の場所や設備等を事前に確認しておきましょう。

各避難所は災害の種類や状況に応じて開設します。お住まいの地域の避難所が開設されているかご確認のうえ、早めの避難をお願いします。

【基幹避難所】

各地域で最初に開設する避難所で住民自治区域ごとに1施設ずつ、市全体で19箇所あります。

高齢者等避難、避難指示などの避難情報の発令により開設します。

【補助避難所】

基幹避難所の開設後、気象・災害・避難状況等に応じて追加で開設します。状況によっては、開設しない場合もあります。

太陽光蓄電池のある避難施設（容量により使用できない可能性もあります）

三次市役所	三次市福祉保健センター	みよしまちづくりセンター
★十日市コミュニティセンター	川地コミュニティセンター	★青河コミュニティセンター
★酒屋コミュニティセンター	河内コミュニティセンター	和田コミュニティセンター
★田幸コミュニティセンター	神杉コミュニティセンター	★川西コミュニティセンター
★八次コミュニティセンター	粟屋西自治交流センター	三次コミュニティセンター
★布野生涯学習センター	道の駅 ゆめランド布野	三次市役所 三和支所
★君田生涯学習センター	★甲奴健康づくりセンターゆげんき	ジミー・カーターシビックセンター
甲奴小学校		

★印は基幹避難所

福祉避難所について

災害発生時に保護者からの連絡を市役所が受け、市の要請により開設します。

事前に平時から利用している相談支援事務所等で相談、協議を行っておきましょう。

9 MEIS（医療的ケア児等医療情報共有システム）について

全国どこでも必要な医療が受けられるように、かかりつけ病院以外でも医療等に関する情報を共有するシステムです。

本人やご家族等が医療等に関する情報をスマートフォンやパソコンで入力して、データベース化するものです。もしも、外出先や緊急搬送された場合は、救急隊員や搬送先の医療機関が情報を閲覧できるようになります。

【利用の流れ】

①申請：主治医に利用希望を伝え、申込書に主治医情報を書いていただく。

②基本情報・ケア記録登録：本人情報・緊急連絡先・障害の状態・常用薬などの基本情報や日々の記録を入力
 基本情報・手帳の所持・緊急連絡先・主治医またはかかりつけ医・関係機関等（支援事業所等）・
 常用薬・輸血・検査・診察情報・ケア情報

③診療情報登録

④緊急サマリー作成：主治医やかかりつけ医と相談し、基本情報や診療情報から救急サマリーを作成する。

⑤救急サマリーの利用：救急時に救急サマリーを確認し、適切な治療を行う。

1.厚生労働省の案内サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

2.MEISのログインサイト <https://meis.mhlw.go.jp/user/login>

10 市役所電話番号一覧

市役所および各支所 連絡先

機関名	電話番号	FAX
三次市役所	(0824) 62-6111	(0824) 62-6137
君田支所	(0824) 53-2111	(0824) 53-2961
布野支所	(0824) 54-2111	(0824) 54-2429
作木支所	(0824) 55-2111	(0824) 55-3678
吉舎支所	(0824) 43-3111	(0824) 43-3062
三良坂支所	(0824) 44-3111	(0824) 44-3675
三和支所	(0824) 52-3111	(0824) 52-2787
甲奴支所	(0847) 67-2121	(0847) 67-3126

◎各サービスや医療費・手当等に関すること

○社会福祉課 障害者福祉係

身体障害者手帳・療育手帳・障害児福祉手当・補装具や日常生活具

障害福祉サービス・地域生活支援事業・特別児童扶養手当・育成医療

電話 (0824) 65-2051 FAX (0824) 62-6285

○健康推進課 健康企画係

精神障害者保健福祉手帳

電話 (0824) 62-6232 FAX (0824) 62-6382

○健康推進課 健康推進係

未熟児養育医療給付

電話 (0824) 62-6257 FAX (0824) 62-6382

○こども家庭支援課 育児支援係

こども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・児童手当・児童扶養手当

電話 (0824) 62-6148 FAX (0824) 62-6300

○保育課 保育係

保育所入所

電話 (0824) 62-6147 FAX (0824) 62-6300

○学校教育課 教育指導係

就学

電話 (0824) 62-6187 FAX (0824) 62-6288

○北部保健所 保健係 健康増進係

小児慢性特定疾病医療費助成・指定難病特定医療費助成

電話 (0824) 63-5181 FAX (0824) 63-5190

○危機管理課 危機管理係

福祉避難所

電話 (0824) 62-6265 FAX (0824) 62-2951

令和7年（2025）12月発行

発行 三次市

制作 三次市障害者支援ネットワーク連絡会

医療的ケア児支援部会

- ・三次地区医師会訪問看護ステーションスクラム
- ・訪問看護ステーションえのかわ
- ・子鹿障害児等療育支援事業所
- ・ライフサポート笑陽
- ・三次市障害者支援センター
- ・三次市教育委員会
- ・市立三次中央病院
- ・三次市（社会福祉課・保育課・健康推進課）

